

長期履修許可申請について

職業を有している等の事情により修業年限での卒業（修了）が困難な学生については、修業年限の期間を延ばすことができます。申請を希望する学生は、下記注意事項をよく読み、期限までに申請を行ってください。

なお、長期履修の許可は審査を経て決定することから、必ず許可になるとは限りませんのでご注意ください。

1. 申請期限 令和7年2月28日（金）17：00まで
2. 申請書配付・提出場所 学生センターA棟①番窓口
3. 申請対象者 学部学生1～3年次（2022～2024年度入学生）
総合科学研究科・教育学研究科1年次（2024年度入学生）
理工学研究科・連合農学研究科1～2年次（2023～2024年度入学生）
獣医学研究科1～3年次（2022～2024年度入学生）
 - ・1日8時間週3日以上勤務、6月以上継続雇用されている者
 - ・1日4時間週4日以上勤務、6月以上継続雇用されている者
 - ・家事従事者または育児に当たっている者
 - ・上の3つには該当しないが自分の収入で生計維持している者
4. 長期在学期間 学部学生（修業年限4年）・・・最長6年まで
総合科学研究科・教育学研究科（修業年限2年）・・・最長4年まで
理工学研究科・連合農学研究科（修業年限3年）・・・最長5年まで
獣医学研究科（修業年限4年）・・・最長8年まで
5. 授業料 修業年限で支払う授業料額を長期履修期間に合わせてお支払いいただきます。
（詳細は窓口で確認してください）
6. 注意事項
 - ・長期履修学生用の特別な時間割は用意していません。
 - ・仮に卒業（修了）要件の単位がそろっても、長期履修期間の途中での卒業（修了）はできません。
 - ・長期履修が認められても、大学に在学できる期間は延長されません。長期履修の期間によっては、休学できない場合もあります。
 - ・認められた長期履修の期間を、期間変更の申請をもとに許可されれば、1回に限り短縮・延長することができます。
 - ・「共同獣医学科」の長期履修申請はできません。

令和7年2月14日
学生センターA棟①番窓口掲示

長期履修の期間変更申請について

長期履修が許可されている学生で、期間の変更を希望する学生は1回に限り期間変更することができます。期間変更を希望する学生は下記注意事項をよく読み、期限までに申請を行ってください。

なお、長期履修の期間変更許可は審査を経て決定することから、必ず許可になるとは限りませんのでご注意ください。

1. 申請期限 令和7年2月28日（金）17:00まで
2. 申請書配付・提出場所 学生センターA棟①番窓口
3. 申請対象者 長期履修が許可されている学生
(期間変更を行っていない学生に限る)
4. 長期在学期間 学部学生（修業年限4年）・・・最長6年まで
総合科学研究科・教育学研究科（修業年限2年）・・・最長4年まで
理工学研究科・連合農学研究科（修業年限3年）・・・最長5年まで
獣医学研究科（修業年限4年）・・・最長8年まで
5. 注意事項
 - ・長期履修学生用の特別な時間割は用意していません。
 - ・仮に卒業（修了）要件の単位がそろっても、長期履修期間の途中での卒業（修了）はできません。
 - ・長期履修が認められても、在学できる期間は延長されません。
長期履修の期間によっては、休学できない場合もあります。
 - ・長期履修の期間変更は、1回に限り短縮・延長することができます。
 - ・長期履修最終年次での期間変更の申請はできません。

令和7年2月14日
学生センターA棟①番窓口掲示